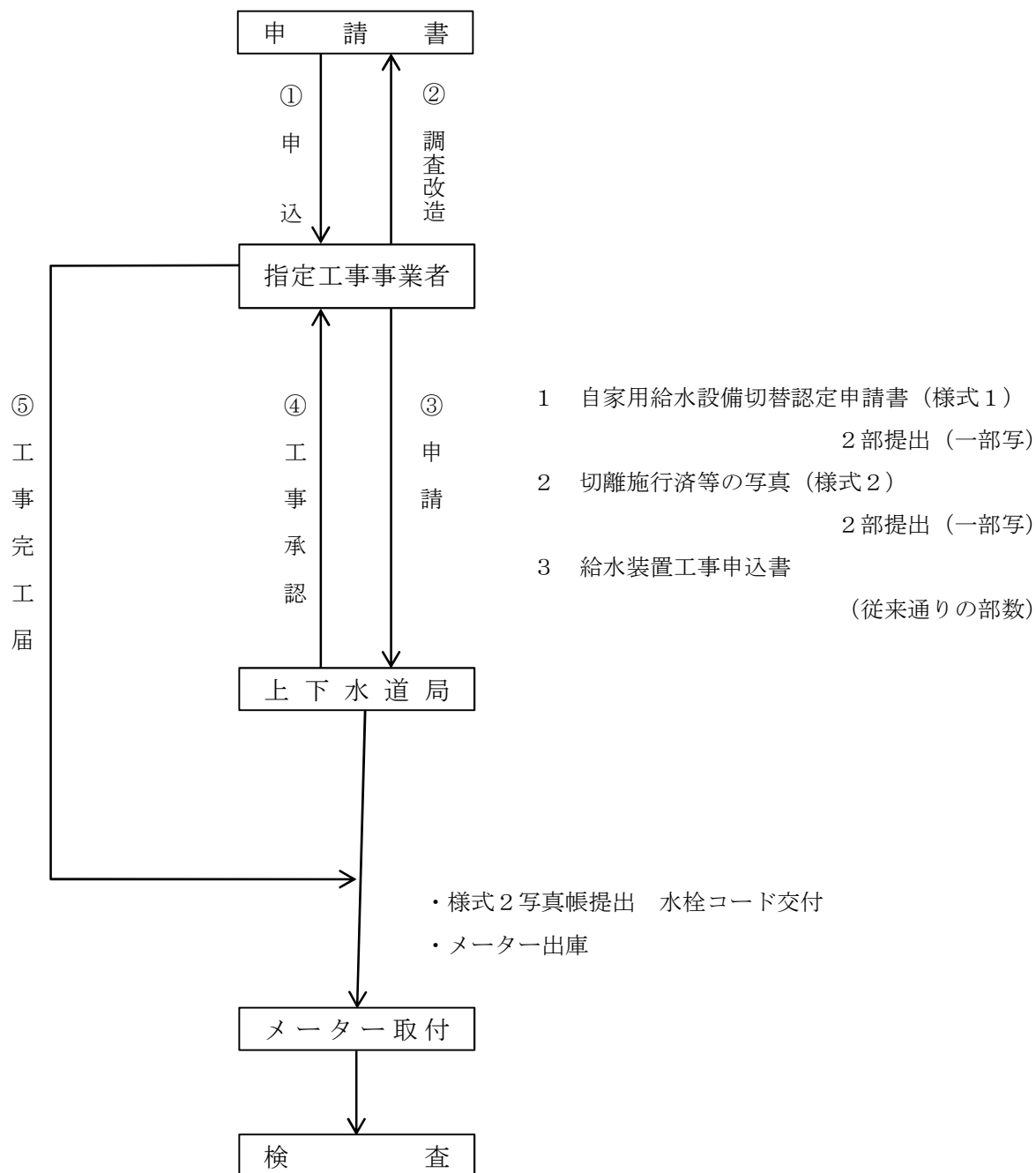


第14章 自家用給水設備切替

第 14 章 自家用給水設備切替

自家用給水設備切替工事フローシート



注意事項

1. 指定工事事業者は、メーター設置時にパイロットマークにより漏水の確認を必ず行うこと。
2. 指定工事事業者は、申請者にたいし完工給水開始後も当分の間メーターのパイロットマークの回転に注意し漏水の有無を確認する様申入れておくこと。
3. 後日漏水や水道料金のトラブルの発生がないよう説明等を確実にすること。

自家用給水設備及び受水槽給水設備の給水装置への認定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、自家用給水設備と受水槽方式の給水設備を給水装置として認定することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 自家用給水設備とは、井水による自家用ポンプ、及び専用水道等により使用していた設備をいう。

2 受水槽給水設備とは、受水槽方式給水で使用していた受水槽以降の設備で受水槽から給水栓までをいう。

3 条例等とは、宇都宮市水道事業給水条例、及び同施行規程をいう。

(切替の申請)

第3条 自家用給水設備及び受水槽給水設備を給水装置として認定を受けようとする者は、「自家用給水設備及び受水槽給水設備切替認定申請書」により上下水道事業管理者に申請しなければならない。

2 申請は、条例等に定める給水装置工事の新設又は増設に準じて行うものとし、前項に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

① 給水装置工事申込書

② 自家用給水設備の配管図及び受水槽給水設備の配管図

(認 定)

第4条 上下水道事業管理者は、前条の申請にかかる自家用給水設備及び受水槽給水設備が、条例等の基準に適合するものと認められる場合には、当該自家用給水設備及び当該受水槽給水設備を給水装置として認定することができる。

2 上下水道事業管理者は、認定にあたって次の事項について確認を行わなければならない。

① 現に通水使用しているものであること。

② 給水管及び給水用具が水道法施行令第5条に適合していない場合には、改造又は取替工事によって適合することとなったものであること。

③ 埋設管については、試掘により確認すること。

④ 水圧試験において、0.98MPa 5分間に耐えられるものであること。

ただし、既設給水設備が老朽化しており、かつ配水管の日最大水圧が0.74MPaを下回る場合で、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、水圧試験の水圧を当該地域内の夜間を通した1日の最大水圧に、安全を考慮し1.3を乗じた水圧とすることができる。

⑤ その他、切替後の維持管理に支障がないと認められるものであること。

3 埋込、隠ぺい等により確認が困難な場合には、所有者が全責任を負う旨の念書を提出しなければならない。

4 第2項各項に定める確認に要する費用は、申請者の負担とする。

(切替工事)

第5条 前条により給水装置と認定された自家用給水設備及び受水槽給水設備に、給水管を直結する工事の施工については、条例等に定める給水装置工事の施工の例による。

2 自家用ポンプと自家用給水設備及び受水槽と受水槽以降の給水設備との切替工事は、指定工事事業者の責任において給水装置主任技術者立会のうえ施工するものとし、終了後管理者に工事写真を提出しなければならない。

3 井水との接続（クロスコネクション）は絶対に行わないこと。

(水質検査)

第6条 管理者は、前条の工事完工後各水栓ごとの残留塩素を確認し、適正でない場合には、自家用給水設備及び受水槽給水設備の改善その他必要な措置を講ずることを命じるとともに、改善されるまでの間、給水を保留することができる。

(認定外)

第7条 上水道配水管が整備された後において自家用給水設備をしたものは認定外とする。ただし、上下水道事業管理者が必要と認めたときはこのかぎりでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項は管理者が別に定める。

適用

この要綱は、昭和63年11月1日から適用する。

平成10年4月1日改正する。

平成16年4月1日改正する。

令和6年4月1日改正する。

(様式-1)

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

申請者 (住所)

(氏名)

指定工事 (住所)

事業者 商号又は名称

自家用給水 設備切替認定申請書 受水槽給水

自家用給水設備 受水槽給水設備	所在地	丁目	番	号		
		町	番地			
	施行年月日	令和	年	月 日		
	施行者	住所	氏名			
水源の種類	1 地下水 2 上水道	給水方式	1 圧力タンク 2 高置水槽 3 受水槽			
切替を希望する理由						
管種・管径						
水圧テスト Mpa 5分						
念 書						
上記の給水設備を給水装置へ切替ることを希望しますので、検査のうえ認定願います。 なお、検査時及び切替後いかなる事故（破裂、漏水、水質）等についても、申請者が全責任を負うことを誓約します。						
令和 年 月 日						
申請者氏名						
收受設計番号第	号	決 裁	工事受付センター	工事受付センター	接続工事受付	担 当
水 栓 番 号	番		所 長	副 所 長	係 長	

(様式-2)

写 真 帳

収受設計番号 _____ 号 水栓番号 _____ 番

住 所 宇都宮市

申請者氏名

1. 配管状況



配管試掘

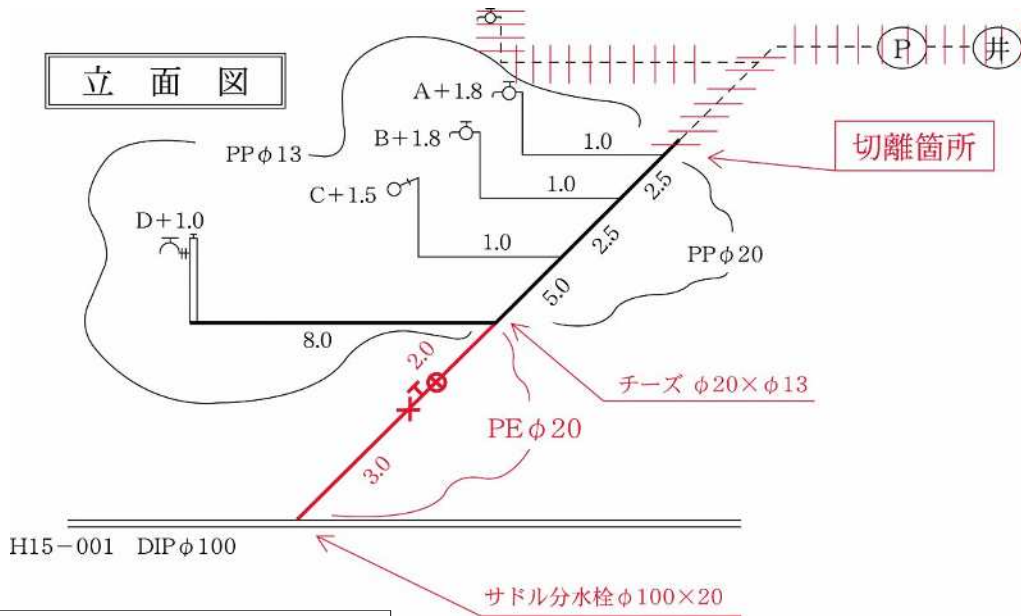
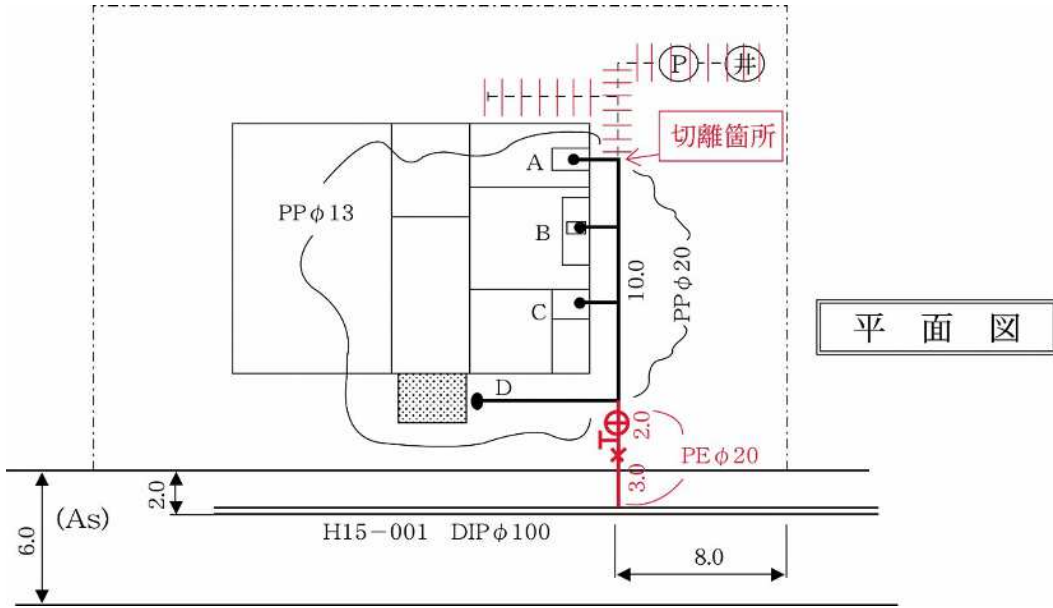
2. 切離施工済



施行済

※メーター設置後速やかに検査担当員に提出すること

(略 図)



ABCD (4栓) を新設する。

本図の通り施工完了したので完工届を提出します。
主任技術者

備考 実施について設計と相違が出来た場合は必ず変更届を記入すること。